

四半期報告書

(第19期第2四半期)

自 平成29年2月1日

至 平成29年4月30日

ファースト住建株式会社

兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号

(E04013)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 7
- (2) 新株予約権等の状況 7
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 8
- (4) ライツプランの内容 8
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 9
- (6) 大株主の状況 9
- (7) 議決権の状況 10

2 役員の状況 10

第4 経理の状況 11

1 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表 12
- (2) 四半期損益計算書 13
- (3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 14

2 その他 17

第二部 提出会社の保証会社等の情報 18

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月14日
【四半期会計期間】	第19期第2四半期（自 平成29年2月1日 至 平成29年4月30日）
【会社名】	ファースト住建株式会社
【英訳名】	First Juken Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 雄司
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06（4868）5388（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市東難波町五丁目6番9号
【電話番号】	06（4868）5388（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 東 秀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第2四半期累計期間	第19期 第2四半期累計期間	第18期
会計期間	自平成27年11月1日 至平成28年4月30日	自平成28年11月1日 至平成29年4月30日	自平成27年11月1日 至平成28年10月31日
売上高 (千円)	19,679,673	20,063,586	41,811,492
経常利益 (千円)	1,927,145	2,085,673	4,438,672
四半期(当期)純利益 (千円)	1,281,016	1,429,319	2,934,601
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,584,837	1,584,837	1,584,837
発行済株式総数 (株)	16,901,900	16,901,900	16,901,900
純資産額 (千円)	24,851,323	27,426,046	26,253,990
総資産額 (千円)	40,803,825	42,787,553	42,784,092
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	92.37	103.04	211.59
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	92.26	102.92	211.36
1株当たり配当額 (円)	19.00	21.00	40.00
自己資本比率 (%)	60.9	64.0	61.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,715,293	1,231,638	△1,285,271
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△281,892	△6,343	110,275
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,867,813	△1,157,049	1,967,473
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	16,019,753	17,009,847	16,941,602

回次	第18期 第2四半期会計期間	第19期 第2四半期会計期間
会計期間	自平成28年2月1日 至平成28年4月30日	自平成29年2月1日 至平成29年4月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	57.61	60.97

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、堅調な株式相場や海外経済の回復などを背景に企業収益が改善しつつあり、一部に改善の遅れがみられるものの緩やかな景気回復基調で推移いたしました。しかしながら、海外経済の動向や世界情勢への不安など、引き続き不透明な要因が残っております。

不動産業界におきましては、景気が緩やかに回復する中、住宅需要は底堅く推移しているものの、良質な分譲用地の取得における競争の激化や建設労働者不足の問題など、依然として事業環境の厳しさは続いております。

このような環境の中、当社はお客様に選んでいただける住宅作りに創意工夫をもって取り組み、事業拡大と収益基盤の強化を目指してまいりました。

戸建事業におきましては、主力の戸建分譲において、前事業年度に回復した収益力を維持しつつ、供給棟数の拡大を目指していくために、引き続き住環境の良い良質な分譲用地を適正な価格で仕入れることに注力するとともに、分譲用地仕入業務を活性化させることで積極的な仕入に努めてまいりました。また、建物の施工体制を強化するべく、協力業者の確保や工事監督職の育成などにも取り組んでおります。しかしながら、当第2四半期累計期間には、十分な完成棟数を確保するまでには至らず、戸建分譲の販売棟数は737棟（前年同期比 1.1%減）にとどまりました。この他、当第2四半期累計期間には、競合他社の住宅との差別化を図り、更なる商品力の強化を図るべく、デザインや間取り、住宅設備などの仕様を従来の標準仕様から一新した新ブランドの住宅を供給開始いたしました。請負工事については、販売棟数の増加を目指して、検討客に対する提案力の向上に取り組んでおり、当第2四半期累計期間には36棟（同 5.9%増）の販売棟数となりました。

マンション事業では、安定的なキャッシュ・フローの確保のために、賃貸用不動産の保有物件の拡大を継続して行っている成果により、賃貸収益が拡大いたしております。また、前事業年度に開始した神戸市須磨区における新規分譲マンションのプロジェクトについて、平成30年10月期中の竣工を目指して、事業を推進しております。

上記の他、当第2四半期累計期間には、戸建住宅以外の木造建築物として児童デイサービス用施設の建築工事を受注いたしました。今後も引き続き、この分野における提案型営業を推進し、多面的に収益機会の獲得を目指して取り組んでまいります。

これらの結果、当第2四半期累計期間における業績は、売上高200億63百万円（前年同期比 2.0%増）、営業利益21億23百万円（同 8.1%増）、経常利益20億85百万円（同 8.2%増）、四半期純利益14億29百万円（同 11.6%増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① 戸建事業

戸建事業のうち、主力の戸建分譲におきましては、適切な収益力の維持のために、住環境の良い良質な分譲地の確保と商品力の強化に取り組み、また、販売棟数の拡大を目指し、積極的な分譲用地仕入と施工体制の強化に取り組んでおります。当第2四半期累計期間においては、施工体制強化の取り組みの成果はまだ十分には表れておらず、販売棟数は737棟（前年同期比 1.1%減）にとどまったものの、商品力の強化や良質な分譲用地の確保の成果により平均販売単価が前年同期よりも上昇し、その売上高は194億16百万円（同 1.7%増）と、前年同期を上回りました。また、収益性の面でも、当第2四半期累計期間における戸建分譲の売上高総利益率は17.6%となり、前年同期の17.1%を上回る実績となっております。請負工事におきましては、販売棟数は36棟（同 5.9%増）となり、その売上高は4億36百万円（同 15.1%増）となりました。戸建事業に関するその他の売上高は、68百万円（同 6.2%減）となりました。

これらの結果、戸建事業全体の売上高は199億22百万円（同 1.9%増）となり、セグメント利益は25億36百万円（同 6.4%増）となりました。

② その他

その他の事業セグメントのうち、マンション事業については、賃貸用不動産の取得や新規建築などを継続的に進めていることで賃貸収益が増加しており、当第2四半期累計期間におけるマンション事業の売上高は1億38百万円（前年同期比 12.4%増）となりました。特建事業においては、当第2四半期累計期間の販売実績はありませんでした。

これらの結果、その他の事業セグメント全体の売上高は1億38百万円（同 3.8%増）となり、セグメント利益は29百万円（同 627.6%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間末における現金及び現金同等物の残高は170億9百万円（前年同期末比 6.2%増）となり、前年同期末と比較して9億90百万円の増加となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは12億31百万円の収入（前年同期は17億15百万円の支出）となりました。主な収入の要因は、税引前四半期純利益20億85百万円、減価償却費73百万円及び未払又は未収消費税等の増減額73百万円等であり、主な支出の要因は、法人税等の支払額8億85百万円及び仕入債務の減少額1億55百万円等があります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは6百万円の支出（前年同期比 97.7%減）となりました。主な支出の要因は、有形固定資産の取得による支出6百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは11億57百万円の支出（前年同期は18億67百万円の収入）となりました。主な支出の要因は、短期借入金の純減少額8億28百万円及び配当金の支払額2億91百万円等であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）を定めており、その内容等は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付行為に応じるかどうかは株主の皆様決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式等の大規模買付行為の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような行為に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付行為を提案した者との交渉等を行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1. 企業価値向上への取組み

当社は、不動産業（戸建住宅販売）を主力事業としており、企業理念に基づいて社会に貢献するとともに、お客様に良質な住宅を低価格にて提供することによって、業績の向上、収益基盤の強化と経営の安定に努めてまいりました。

当社は、関西地区においては戸建住宅販売でトップクラスの販売棟数を供給するとともに、近年は東海、広島、福岡、関東方面にまで販売網を広げており、今後も既存エリアにおける深耕と事業エリアの拡大を推進するために年間2～3支店を目途に支店の新設を継続してまいります。

また、戸建住宅販売事業以外の住宅分野に進出し、注文住宅事業、マンション分譲、賃貸住宅も手がける他、関連事業として住宅オプション事業や損害保険、生命保険の分野にまで業務領域を広げ、平成27年には大型木造建築物の請負事業、土地有効活用事業に係る専門部署も新設しております。

当社は、平成29年1月27日提出の有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3. 対処すべき課題 (1) 対処すべき課題」に記載の事項を経営の重点課題として認識し、それぞれに対処するための取り組みを行っております。

2. コーポレートガバナンスの体制の充実

当社は、コーポレートガバナンスの充実が、上場企業として当社のステークホルダーの方々（株主、従業員、顧客、地域社会等）からの信頼性を向上させ、ひいては継続的に企業価値を安定的かつ着実に向上させるものとして以下の施策を行っております。

なお、「コーポレートガバナンス・コード」（東京証券取引所 平成27年6月1日）に対しては、これを遵守すべきものとして社内体制の整備を進めており、対応状況に関しては、当社の「コーポレートガバナンスに関する報告書」（平成29年2月1日）をご覧ください。

（企業統治の体制）

当社の企業統治体制について、従来は監査役会設置会社でありましたが、平成28年1月に監査等委員会設置会社に移行しております。これにより株主総会、取締役会、監査等委員会を設置し取締役の職務執行の監督、監査の体制を強化いたしました。また、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営を目指し、内部統制システムの基本方針に基づき企業体制の充実を図っております。取締役会は、原則月1回開催し、また必要に応じ随時開催しております。

また、当社は、監査等委員3名のうち2名を社外取締役で構成し、客観的かつ中立的な立場からの経営管理、チェック体制を整えております。

（内部監査及び監査等委員会による監査）

当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置しております。内部監査室による内部監査は定期的に行われ、社内業務の実施が諸規則、処理基準、手続き等に正しく準拠しているか否か調査し、監査の結果を社長及び取締役に報告しております。また、常勤監査等委員は当該内部監査に同行し、業務の実施状況を把握しております。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（常勤取締役1名、社外取締役2名）からなり、原則月1回開催しており、会社の監査に関する重要な事項について報告を受け、協議、決議を行っております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会の決議及び平成29年1月26日開催の第18回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）の決議に基づき、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本プランは、以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。以下、「大規模買付け等」という。）がなされる場合を適用対象とし、大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」という。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合が20%以上となる買付けその他の取得
- (ii) 当社が発行者である株式等について、買付者等の議決権保有割合及びその特別関係者の議決権保有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得
- (iii) 買付者等が当社の他の株主との間で、当該他の株主が当該買付者等の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該買付者等と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（但し、当社が発行者である株式等について、当該買付者等と当該他の株主の議決権保有割合の合計が20%以上となる場合に限る。）

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを意向表明書に記載された国内連絡先に発送し、買付者等には、情報リストに従って大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で当社に提出していただきます。また、情報リストに従い買付者等から提供された情報では、大規模買付け等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当

社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。なお、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）いたします。

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間、その他の大規模買付け等の場合には最大90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。ただし、いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、最大30日間延長できるものとします。大規模買付け等は、本プランに別段の記載がない限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付け等の内容の検討等を行います。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、又は社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。独立委員会は、取締役会評価期間内に、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとします。また、当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。この場合には、大規模買付け等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。本新株予約権の無償割当てをする場合には、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件、又は、当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付け等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

本プランは、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで有効とします。なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.f-juken.co.jp/ir/news.html>）に掲載の平成29年1月10日付プレスリリースをご覧ください。

④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについての取締役会の判断

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容を踏まえております。

本プランは、上記③に記載の通り、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されております。

本プランは本定時株主総会において決議されております。また、本プランの有効期間は本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。独立委員会の判断の概要については、株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動に際しては、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。更に、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

以上のとおり、本プランはその内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することに資するものであって、基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	67,600,000
計	67,600,000

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成29年4月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年6月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,901,900	16,901,900	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	16,901,900	16,901,900	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)

決議年月日	平成29年2月11日
新株予約権の数 (個)	1,197
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	11,970 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月1日 至 平成49年3月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1,219 資本組入額 610 (注2)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役、監査等委員である取締役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。</p> <p>(2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者又は一親等の親族の1名 (以下、「相続承継人」という。) のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。</p> <p>① 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>② 相続承継人は、相続開始後10ヶ月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。</p> <p>③ 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2ヶ月以内に限り一括して新株予約権を行使することができる。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

(注) 1. 新株予約権の割当日後に、当社が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割又は併合の比率

また、割当日後に当社が合併又は会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注1）に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、平成49年3月31日までとする。

(5) 新株予約権の取得に関する事項

① 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社の株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(注2)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成29年3月10日 (注)	—	16,901,900	—	1,584,837	△1,339,186	—

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(6) 【大株主の状況】

平成29年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
中島興産株式会社	兵庫県芦屋市南浜町16-10	4,721,000	27.93
伏見管理サービス株式会社	東京都西東京市保谷町2-1-4	1,800,000	10.65
ビービーエイチ フォー フィデリティ イ ロー プライズド ストック フ ァンド (プリンシパル オール セク ター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U. S. A. (東京都千代田区丸の内2-7-1 決 済事業部)	1,487,800	8.80
中島 雄司	兵庫県芦屋市	338,000	2.00
五十嵐 幸造	福井県坂井市	312,000	1.85
牛島 慎吾	神戸市垂水区	300,000	1.77
日本トラスティ・サービス信託銀行株 式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	248,200	1.47
西河 洋一	東京都練馬区	210,000	1.24
ビービーエイチ フィデリティ グル ープ トラスト ベネフィット プリ ンシパル オール セクター サボ ートフォリオ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109 (東京都千代田区丸の内2-7-1 決 済事業部)	202,200	1.20
神林 忠弘	新潟市中央区	194,000	1.15
計	—	9,813,200	58.06

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
2. 上記のほか、自己株式が3,030,266株あります。
3. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、187,500株であります。
4. エフエムアール エルエルシーから平成25年4月4日付で提出された大量保有報告書等により、平成25年3月29日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数 (株)	株券等保有割合 (%)
エフエムアール エルエルシー	245 Summer Street, Boston, Massachusetts 02210, USA	1,690,000	10.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 3,030,200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他)	普通株式 13,868,900	138,689	同上
単元未満株式	普通株式 2,800	—	—
発行済株式総数	16,901,900	—	—
総株主の議決権	—	138,689	—

② 【自己株式等】

平成29年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
ファースト住建株式会社	兵庫県尼崎市東難波町5-6-9	3,030,200	—	3,030,200	17.93
計	—	3,030,200	—	3,030,200	17.93

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成29年2月1日から平成29年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年11月1日から平成29年4月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	△0.0%
利益剰余金基準	△0.0%

※ 会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年10月31日)	当第2四半期会計期間 (平成29年4月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,491,602	18,559,847
売掛金	1,049	4,242
販売用不動産	7,830,226	7,689,326
仕掛販売用不動産	9,061,191	9,144,294
未成工事支出金	1,571,164	1,620,957
貯蔵品	2,912	2,449
その他	379,778	367,975
流動資産合計	37,337,924	37,389,094
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	2,106,127	2,032,668
構築物（純額）	49,068	45,463
機械及び装置（純額）	4,174	3,765
車両運搬具（純額）	1,343	1,222
工具、器具及び備品（純額）	24,315	20,656
土地	2,873,621	2,861,681
建設仮勘定	1,738	37,744
有形固定資産合計	5,060,388	5,003,201
無形固定資産	15,799	14,130
投資その他の資産	369,979	381,126
固定資産合計	5,446,167	5,398,459
資産合計	42,784,092	42,787,553
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,417,150	2,213,540
工事未払金	2,636,441	2,715,261
短期借入金	7,921,000	7,093,000
1年内返済予定の長期借入金	76,350	76,350
未払法人税等	922,285	697,361
賞与引当金	211,996	160,782
役員賞与引当金	26,600	14,600
完成工事補償引当金	22,145	21,606
その他	457,850	572,256
流動負債合計	14,691,819	13,564,758
固定負債		
長期借入金	1,598,100	1,559,925
退職給付引当金	222,929	219,570
その他	17,252	17,252
固定負債合計	1,838,282	1,796,748
負債合計	16,530,101	15,361,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,584,837	1,584,837
資本剰余金	1,340,894	1,340,922
利益剰余金	25,893,703	27,031,743
自己株式	△2,598,317	△2,597,288
株主資本合計	26,221,117	27,360,215
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	26,165	44,851
評価・換算差額等合計	26,165	44,851
新株予約権	6,707	20,979
純資産合計	26,253,990	27,426,046
負債純資産合計	42,784,092	42,787,553

(2) 【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年11月1日 至 平成29年4月30日)
売上高	19,679,673	20,063,586
売上原価	16,199,836	16,415,590
売上総利益	3,479,837	3,647,996
販売費及び一般管理費	※ 1,514,374	※ 1,524,088
営業利益	1,965,462	2,123,908
営業外収益		
受取利息	233	74
受取配当金	1,021	1,025
未払配当金除斥益	5,083	5,652
その他	2,893	3,623
営業外収益合計	9,231	10,375
営業外費用		
支払利息	46,185	48,164
その他	1,363	445
営業外費用合計	47,548	48,610
経常利益	1,927,145	2,085,673
特別利益		
新株予約権戻入益	230	—
特別利益合計	230	—
税引前四半期純利益	1,927,376	2,085,673
法人税等	646,359	656,354
四半期純利益	1,281,016	1,429,319

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成27年11月1日 至平成28年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成28年11月1日 至平成29年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	1,927,376	2,085,673
減価償却費	76,771	73,906
株式報酬費用	—	14,579
引当金の増減額 (△は減少)	2,661	△67,112
受取利息及び受取配当金	△1,254	△1,100
支払利息	46,185	48,164
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,717,927	30,396
前渡金の増減額 (△は増加)	△32,964	14,864
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	30,700	1,594
仕入債務の増減額 (△は減少)	△75,740	△155,990
前受金の増減額 (△は減少)	33,471	28,908
未払又は未収消費税等の増減額	△219,633	73,087
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△505	15,063
その他	13,673	1,713
小計	△917,186	2,163,749
利息及び配当金の受取額	1,780	1,696
利息の支払額	△48,434	△48,070
法人税等の支払額	△751,453	△885,737
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,715,293	1,231,638
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△280,623	△6,343
無形固定資産の取得による支出	△1,268	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△281,892	△6,343
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,935,000	△828,000
長期借入れによる収入	227,000	—
長期借入金の返済による支出	△31,065	△38,175
自己株式の処分による収入	750	750
配当金の支払額	△263,871	△291,624
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,867,813	△1,157,049
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△129,372	68,245
現金及び現金同等物の期首残高	16,149,125	16,941,602
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 16,019,753	※ 17,009,847

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年11月1日 至 平成29年4月30日)
販売手数料	477,887千円	495,813千円
給料及び手当	350,866	338,493
賞与引当金繰入額	102,551	102,543
役員賞与引当金繰入額	11,500	14,600
退職給付費用	6,834	6,074
完成工事補償引当金繰入額	△1,658	1,081

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年4月30日)	当第2四半期累計期間 (自 平成28年11月1日 至 平成29年4月30日)
現金及び預金勘定	18,069,753千円	18,559,847千円
担保に供している定期預金	△2,050,000	△1,550,000
現金及び現金同等物	16,019,753	17,009,847

(株主資本等関係)

I 前第2四半期累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年4月30日)

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年12月11日 取締役会	普通株式	263,492	19	平成27年10月31日	平成28年1月12日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月2日 取締役会	普通株式	263,515	19	平成28年4月30日	平成28年7月19日	利益剰余金

Ⅱ 当第2四半期累計期間（自 平成28年11月1日 至 平成29年4月30日）

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年12月9日 取締役会	普通株式	291,279	21	平成28年10月31日	平成29年1月12日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月2日 取締役会	普通株式	291,304	21	平成29年4月30日	平成29年7月18日	利益剰余金

(金融商品関係)

四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期累計期間（自 平成27年11月1日 至 平成28年4月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期 損益計算書 計上額
	戸建事業				
売上高					
外部顧客への売上高	19,543,751	133,511	19,677,262	2,410	19,679,673
計	19,543,751	133,511	19,677,262	2,410	19,679,673
セグメント利益	2,384,285	3,989	2,388,275	△461,129	1,927,145

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり「マンション事業」及び「特建事業」を含んでおります。
2. 外部顧客への売上高の調整額2,410千円は、事業セグメントに帰属しない売上高であります。
3. セグメント利益の調整額△461,129千円は、事業セグメントに帰属しない売上高及び各事業セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
4. セグメント利益は、四半期損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

Ⅱ 当第2四半期累計期間（自 平成28年11月1日 至 平成29年4月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント	その他	合計	調整額	四半期 損益計算書 計上額
	戸建事業				
売上高					
外部顧客への売上高	19,922,213	138,534	20,060,747	2,839	20,063,586
計	19,922,213	138,534	20,060,747	2,839	20,063,586
セグメント利益	2,536,413	29,027	2,565,441	△479,767	2,085,673

- （注）1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり「マンション事業」及び「特建事業」を含んでおります。
2. 外部顧客への売上高の調整額2,839千円は、事業セグメントに帰属しない売上高であります。
3. セグメント利益の調整額△479,767千円は、事業セグメントに帰属しない売上高及び各事業セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に事業セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。
4. セグメント利益は、四半期損益計算書の経常利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 （自 平成27年11月1日 至 平成28年4月30日）	当第2四半期累計期間 （自 平成28年11月1日 至 平成29年4月30日）
(1) 1株当たり四半期純利益金額	92円37銭	103円04銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（千円）	1,281,016	1,429,319
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	1,281,016	1,429,319
普通株式の期中平均株式数（株）	13,868,515	13,871,014
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	92円26銭	102円92銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	15,714	16,756
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

平成29年6月2日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 中間配当による配当金の総額 291,304千円
- (ロ) 1株当たりの金額 21円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成29年7月18日

（注）平成29年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年6月14日

ファースト住建株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増田 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳野 大二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているファースト住建株式会社の平成28年11月1日から平成29年10月31日までの第19期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年2月1日から平成29年4月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年11月1日から平成29年4月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ファースト住建株式会社の平成29年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。